

令和4年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和4年3月28日

開会：午前10時00分～午前11時19分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委員 杉 岡 佐 緒 理

委員 田 中 満 公 子

委員 古 川 知 子

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 加藤 久隆 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

それでは日程第1「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委

員は田中委員を御指名申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には1月31日に開催されました教育委員会1月定例会会議録案及び2月7日開催の2月臨時会会議録案を配付しております。原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会1月定例会会議録案及び2月臨時会会議録案については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の順序の変更と審議の方法についてでございます。

日程第4号、議案第10号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動(案)について」は、人事案件でございますので、全ての議題が終了した後で関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思ひます。また、報告第1号から第4号までにつきましては、全て令和4年度の機構改革に関連するものでございますので、一括して審議することとさせていただきたいと思ひますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認めまして、日程第4、議案第10号につきましては、全ての議題が終了した後で秘密会にて審議することといたします。また、報告第1号から第4号までにつきましては、一括して審議することといたします。

それでは次に、日程第5、議案第11号「令和4年度めざす守口の教育(案)について」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第11号「令和4年度めざす守口の教育(案)について」。
令和4年度めざす守口の教育(案)について、次のとおりとする。

令和4年3月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓

○教育長　それでは議案の説明をお願いします。

○事務局　議案第11号「令和4年度めざす守口の教育（案）について」を御説明させていただきます。

令和4年度の本市の教育指針である「めざす守口の教育」につきましては、2月教育委員会定例会にて御協議いただいたところでございますが、本日、改めて主な変更点等を説明させていただき、御審議の上、御決定賜りたく存じます。

令和4年度は全体的に目指す成果等を明確にするとともに、市民の方など誰が見ても分かりやすい表記となるよう、文言の追加や変更を行っております。

議案書5ページでは、「めざす守口の教育」の概要として、教育理念、基本方針、重点項目を示しており、教育理念「郷土を誇りに思い、夢と志を持って、国際社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」として、社会教育関係部局と連携して推進していくことを示しております。

学校においては、「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」、家庭・地域においては「育ちを支える教育コミュニティづくり」に係る取組みを進めるため、5つの基本方針と11の重点項目を掲げております。

議案書6ページには、教育理念の下、基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。

7ページは、「令和4年度教育委員会の主要施策」について、「連携・協働・信頼」の3つの視点と、「主要施策」に分けて記載しております。

主要施策の1つ目、「学力向上の取組みの推進」において、令和4年度の新規施策として、学力向上推進教員を配置することから、「学力向上推進教員を中心とした組織的な取組みにより『授業改善の推進』と『自学自習力の育成』を図るとともに」、を追加しております。

3つ目の「地域の課題解決力の育成」につきましては、新規に追加した項目です。守口の歴史、文化、暮らしなどを学ぶことができるデジタル教材を作成し、児童生徒

が自分の住む地域に関心を持ち、地域が抱える課題を解決しようとする意欲や態度などを育むことについて示しております。

4つ目の「安全・安心な教育環境整備の推進」につきましては、「守口市新しい学校・園づくり審議会」での、子どもたちが主役の魅力ある学校づくりを柱とするという答申を踏まえ、教育環境向上を目指し、安全・安心な教育環境整備に取り組んでいくことや、令和4年度においては、熱中症対策として屋内運動場の空調設置に向けた取組みを進めることなど、全文を変更しております。

5つ目の「学校における働き方改革」の推進については、さらに取組みを進めていくため、新たに導入予定の学校・家庭間デジタル連絡ツールや、民間活力を活用した勤務時間外の電話対応等を追加いたしました。

以上が主要施策の変更点でございます。

5ページからは、学校教育に係る基本方針に沿い、重点項目と、その具現化のための「具体的な取組み」を示しております。学校が、取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取組みを進められるよう、「基本方針」「重点項目」そして「具体的な取組み」と構成をしております。基本的な考え方に大きな変更はございませんが、重点項目に関して目指す成果等を明確にするため、文言を変更するとともに、関連する項目を整理・統合しております。

「基本方針」「重点項目」そして「具体的な取組み」について、2月教育委員会後に変更した内容を中心に説明させていただきます。

議案書9ページ、基本方針1「命を守る」では、児童生徒のたくましく生きる健康と体力づくりと、安全・安心な環境づくりを図るため、2つの重点項目を掲げております。

2月教育委員会後に変更した内容としましては、1段落目の2文目、「教育を通して」を、「教育活動全体を通して」、2段落目の「その土台となるたくましく健康な心と体」を、「その土台となる心と体」に修正するなどの文言整理をしております。

重点項目1、「健康・体力づくりの充実」では、リード文にて、これからの時代に求められる生涯スポーツの視点をおさえ、4つの具体的な取組みを示しております。具体的な取組みでは、令和3年度は8項目あったものを精選・重点化し、関連する項目を整理・統合するとともに、①「自己点検カード等を活用し、児童生徒が調和の取れた生活習慣を工夫改善する取組み」というように表現を変更し、取組みにより児童生徒にどのような力を付けるかなど、具体的な成果を明確に示す形で全文を変更しております。

次に、重点項目2「安全・安心な環境づくりの推進」では、リード文にて、危機管理体制・安全管理体制の充実、保護者や地域、関係諸団体との連携、また感染症対策をおさえ、具体的な取組みを12項目から8項目に整理・統合するとともに、同様の観点で文言を変更しております。

議案書10ページ、基本方針2「学力を伸ばす」では、児童生徒一人一人の学力向上と個性・創造性の伸長を図るため、3つの重点項目を掲げております。重点項目3「授業改善の推進」では、リード文にて、「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善に努めること、学習規律と言語能力の育成を図ることをおさえております。また、学習用タブレット端末等のICT機器を効果的に活用すること、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実した学習を展開していくことをおさえています。2月教育委員会後に変更した内容としまして、3段落目に「学力向上推進教員を中心とした」の文言を追加し、新たに授業で取り組む内容を明確にしました。具体的な取組みでは、共同学習支援ツール、オンライン授業等、現在取り組んでいる内容を加えつつ、同様の観点で文言を変更しております。

次に、議案書11ページ、重点項目4「自学自習力の育成」では、リード文にて、家庭学習の充実や読書習慣の定着、学校での取組みをおさえ、具体的な取組みを7つから5つに整理・統合するとともに、同様の観点で文言を変更しております。

議案書12ページ、重点項目5「支援教育の充実」では、リード文にて、きめ細か

な教育の推進、中学校区での連携強化、教職員の資質向上、指導体制の確立をおさえ、10の具体的な取組みを示しており、同様の観点で文言を変更しております。

基本方針3「心を育てる」では、児童生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、3つの重点項目を掲げております。

議案書13ページ、重点項目6「人権教育の充実」では、リード文にて「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」を踏まえた教育活動全体を通しての人権意識の醸成をおさえ、6つの具体的な取組みを示しており、同様の観点で文言を変更しております。また、2月教育委員会後に変更した内容としましては、具体的な取組みの③を「自己の確立と自己実現を支援する」に文言修正しております。

次に、議案書14ページ、重点項目7「道徳教育の充実」では、リード文にて、「特別の教科 道徳」における、指導と評価を一体化させた授業改善等をおさえ、5つの具体的な取組みを示しております。こちらにつきましては、新規項目はございません。

次に、重点項目8「生徒指導、キャリア教育の充実」につきましては、リード文にて、意識調査を活用した生徒指導の充実、機能的な校内体制、日頃からの児童生徒理解、市・学校いじめ防止基本方針に基づく取組み、中学校区内の連携強化等をおさえ、具体的な取組みを12項目から11項目に整理・統合し、文言を変更しております。

続いて、議案書15ページ、基本方針4「学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、2つの重点項目を掲げております。重点項目9「学校経営の改善」では、リード文で学校運営協議会等を通じた家庭・地域との共有、明確なビジョンの設定、「地域とともにある学校づくり」の展開、学校経営の改善等をおさえ、具体的な取組みを11項目から6項目に整理・統合し、文言を変更しております。

最後に、議案書16ページ、重点項目10「教職員の資質向上・研修の充実」では、

リード文で、今後の社会の変化に対応できる組織的・継続的な研修の実施、不祥事防止に向けた取組みの継続的な実施等をおさえ、具体的な取組みを同様の観点で10項目から7項目に整理・統合し、文言を変更しております。

次に、社会教育分野ですが、議案書17ページ、基本方針5「生涯学べる社会をつくる」では、学びと絆を深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現を図るため、重点項目「社会教育の振興」を掲げ、8つの具体的な取組みを示しております。

2月教育委員会後の御意見を踏まえ、写真を複数掲載させていただきました。

以上、令和4年度めざす守口の教育の「教育理念」「基本方針」「重点項目」の内容全般を説明させていただきました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問や御意見はございますでしょうか。

前回、委員の皆様からいろいろ御意見いただきまして、さらに良くなったと感じているところでございます。

では、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思います。議案第11号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ありがとうございます。この「めざす守口の教育」について、今後の予定を学校教育課から簡単に御説明していただけますでしょうか。

○事務局 今後の予定につきまして、4月4日に開催いたします校長会、教頭会にて、今回御決定いただきました内容を改めて説明させていただきます。学校では各教職員に対して学校長から説明を行い、1年間の取組みを作成する予定でございます。以上です。

○教育長 次の校長会で説明する予定にしておりますが、やはり1回読んだだけでは分からないところもありますので、丁寧に説明をする機会を設けて、各学校にも広めていけるように教育委員会として努力をしていきたいと思っております。また皆様

にも御協力いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次に日程第6、報告第1号「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に基づく組織の設置について」、日程第7、報告第2号「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」、日程第8、報告第3号「守口市教育委員会事務決裁規程及び守口市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程」、日程第9、報告第4号「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程」につきましては、一括して議題とさせていただきます。それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 報告第1号「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に基づく組織の設置について」。

守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に基づく組織の設置について、次のとおり報告する。

令和4年3月28日提出、守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

報告第2号「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」。

教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則について、次のとおり報告する。

令和4年3月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

報告第3号「守口市教育委員会事務決裁規程及び守口市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程」。

守口市教育委員会事務決裁規程及び守口市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について、次のとおり報告する。

令和4年3月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

報告第4号「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程」。

教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程について、次のとおり報告する。

令和4年3月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは報告第1号から第4号につきまして、一括して御説明申し上げます。それぞれ、令和4年度の教育委員会における機構改革に伴う規則及び規程の制定等についてでございます。本来であれば、規則及び規程への制定等につきましては、教育委員会の議決事項でございますが、本件につきましては令和4年3月15日に通知されました、令和4年度当初の人事異動に対応する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき、教育長が臨時に代理で決定したため、報告し御承認いただくとするものでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

議案書22ページから43ページを御覧いただきますようお願いいたします。今般の機構改革につきましては、本市教育委員会事務局の事務の効率化を目的とし、大きく2点の改革を実施したものでございます。1点目といたしましては、本市教育委員会においては、守口市学校施設整備計画に基づき、今後学校施設の抱える課題を解決することが喫緊の課題となっていることから、学校施設整備の総合調整のため、事務局に新たに組織を設置し、所掌事務を定めるものでございます。2点目といたしましては、従来の教育部総務課と、教育部学校管理課を統合し、教育部教育総務課を設置し、教育部の総括担当とする機構改革を実施するものでございます。

それでは、具体的な規則及び規程の内容について御説明させていただきます。

まず、「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に基づく組織の設置について」でございます。学校施設整備に関して、総合調整を行うことを目的に守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則第6条の規定に基づき、事務局に学校施設整備監を設置し、「学校施設整備の総合調整に関すること」を所掌事務に定めております。

次に、「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」についてでございます。この規則は全4条で構成されており、第1条は教育長に対する事務委任規則の

一部改正で、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する文言を削除しております。第2条は、守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正で、市民生活部長、市民生活部次長並びにコミュニティ推進課及び生涯学習・スポーツ振興課に属する職員に補助執行させる事務の内容整備及び決裁区分について、守口市事務決裁規程を準用するため事務の専決を決裁に改め、その他、文言の整理を行います。第3条は、守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部改正で、総務課と学校管理課を統合し、事務局に新たに教育総務課を設置し、事務分掌を整理し、教育部の総括担当することを明記しております。第4条は、守口市教育委員会公印規則の一部改正で、総務課長を教育総務課長に改め、元号の表記を削除しております。

続きまして、「守口市教育委員会事務決裁規程及び守口市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程」でございます。この規程は全2条で構成されております。第1条では、教育長に対する事務委任規則及び守口市事務決裁規程が改正されたことを伴い、守口市教育委員会事務決裁規程の専決区分から財務に関する事項を削除し、教育部総務課を教育部教育総務課に改めます。第2条では、守口市教育委員会表彰規程において、教育部総務課を教育部教育総務課に改め、教育部総務課長、教育部学校管理課長を削除し、教育部教育総務課長を加え、それに伴う号番号の変更を行います。

最後に、「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程」でございます。

先ほど御説明いたしました規則の改正により、職員の所属部名が変更されるため、本来であれば所属の異動に係る辞令を発するところでございますが、本市においては機構改革に伴う人員の異動に際しては辞令の発令を省略する規定を定め、事務軽減を図っていることから、本規程を定め、対象となる職員に対して辞令を発しないこととするものでございます。

なお、いずれの規則及び規程等につきましても、令和4年4月1日より施行しよう

とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、本市教育委員会における令和4年度機構改革に係る関係規則及び規程につきまして御報告させていただきます。何とぞ、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 報告第1号から第4号まで一括して説明が終わりました。何か御質問や御意見はございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決したいと思います。報告第1号から第4号につきましては、原案どおりに承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第1号から第4号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第10、報告第5号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」についてを議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 報告第5号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」。

守口市教育委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告する。

令和4年3月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第5号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」御説明申し上げます。議案書44ページから47ページまでを御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第16号により、教育委員会の議決事項でございますが、市長部局と同日で異動を通知する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき、令和4年3月15日付けで教育長が臨時で代理して決定いたしました。

以上、御報告申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思ひます。

報告第5号につきましては、原案どおりに承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第5号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、報告事項に移りたいと思ひます。報告事項1及び4につきましては、令和4年度の機構改革に関連するものでございますので、一括して説明お願ひします。

○事務局 それでは、報告事項1及び報告事項4につきまして、一括して御説明申し上げます。それぞれ、令和4年度の教育委員会における機構改革に伴う要綱及び要領の一部改正でございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。議案書49ページを御覧いただきますよう、お願ひいたします。

令和4年度から実施されます機構改革に伴い、守口市教育委員会点検評価検討委員会設置要綱の一部改正では、総務課を教育総務課に改め、構成委員の変更としまして、総務課長、学校管理課長を併せて教育総務課長に改めます。

次に、議案書60ページを御覧いただきますようお願いいたします。守口市教育委員会教育長表彰に係る取扱要領の一部改正では、構成委員の変更として総務課長を教育総務課長に改め、総務課を教育総務課に改めております。

以上、誠に簡単でございますが、本市教育委員会における令和4年度機構改革に係る関係要綱及び要領の改正につきまして御報告させていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見がないようですので、次に報告事項2「守口市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」の説明をお願いします。

○事務局　では、「守口市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」について、御報告申し上げます。議案書50ページ、51ページを御参照ください。

本市におきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助として行う就学援助費の支給に関し必要な事項を定めるため、守口市就学援助費支給要綱を制定しております。

このたび2点の変更をいたしましたので、御説明いたします。

1点目は援助費の支給額についてでございます。この就学援助費の費目及び支給額につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱を基に設定しておりますが、文部科学省初等中等教育局長通知により、同補助金交付要綱の一部改正があったことから本市教育委員会といたしましても同様の改正を行いました。具体的には、別表第1の援助費の支給額を改め、新入学学用品費等の未就学児童家庭に支給する額を増額いたしております。

2点目は援助費の支給対象者を判定するための基準額についてでございます。この基準額については、大阪市消費者物価指数を勘案し、毎年度見直しを行うこととしていることから、別表第2のとおり基準額を改めさせていただきました。

なお、施行日は令和4年4月1日としております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長　説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは次に、報告事項3「守口市立学校事務共同実施事業に関する要綱の一部を改正する要綱について」の説明をお願いします。

○事務局　それでは、守口市立学校事務共同実施事業に関する要綱の一部を改正する要綱につきまして御報告申し上げます。議案書52ページ、59ページを御参照く

ださい。

本市におきましては、市立学校における学校事務の共同実施に向け、平成21年4月に学校事務支援センターを設置し、学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図るとともに、学校事務における処理体制の効率化及び学校運営の支援の充実等に取り組んできたところです。

このたび、学校事務の責任及び権限を明確化し、学校事務職員の育成及びさらなる資質向上を図るとともに、学校組織における唯一の庶務、財務等に通じる専門職である事務職員の職務内容を明確に位置づけることにより、事務職員のより一層効率的かつ組織的な校務運営への参画の実現に向け、2月教育委員会定例会にて守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正いたしました。

本要綱につきましては、共同学校事務室を設置するに当たり、共同学校事務室の構成や取り扱う事務を明記するなど、守口市立学校事務共同実施事業に関する要綱の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容としましては4点です。

1点目は第2条「設置」につきまして共同学校事務室を守口市立第一中学校に設置するとし、57から58ページにございます別表第1に構成校を明記しております。

2点目は、第3条「構成」につきまして、共同学校事務室の室長、副室長、室員について明記しております。加えて、共同実施を行う共同実施ブロックを58ページの別表第2に明記いたしております。

3点目は、第4条に室長等の職務を明記しております。

最後に4点目は、第6条に共同学校事務室において取り扱う所掌事務について明記いたしております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

では私から。学校事務職員は市立学校全体で今、何名いらっしゃいますか。

○事務局 全校に事務職員を配置しており、その中でも守口小に2名、それからさつき学園には3名の事務職員を配置していることから、合計で24名です。以上でございます。

○教育長 学校事務職員は、基本的に1校1名の体制の中で、学校経営の大きな一翼となり、本当にたくさんの業務を担っていただいています。学校事務職員の役割は、ますますこれから大きくなると思います。またこういった体制を取ることで横の連携も図りながら学校事務職員がそれぞれの学校の経営にも参画し、各学校の教育活動がより充実していくように、教育委員会としてもしっかりサポートしていきたいと思っております。

先週の金曜日に今年初めて学校事務職員の研修会を実施し、私からも少しお話をさせていただきました。また来年度も外部の方を招いたりして、研修なども実施していきたいと考えております。

○事務局 すみません、1点補足でございますが、学校事務職員について、守口小、さつき学園の複数配置について申し上げましたけれども、第一中学校におきましても事務支援センターの所長を1名配置していることから、事務職員は合計で25名となります。訂正いたします。

○教育長 ありがとうございます。

それでは次に、報告事項5「令和3年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果概要について」の説明をお願いします。

○事務局 「令和3年度大阪府中学生チャレンジテスト（1・2年生）」の市結果概要について御報告いたします。

恐れ入りますが、議案書及び本日お配りしております資料を御準備いただけますでしょうか。

まず、調査内容につきまして本日お配りしました別紙を御覧ください。

令和3年度中学校1・2年生のチャレンジテストにつきましては、調査概要にお示

しした目的で、令和4年1月13日木曜日に全校参加により実施され、その結果が2月28日月曜日に送付されたところです。調査内容は、第1学年は国・数・英の3教科、第2学年はその3教科に加え、理科、社会の5教科で、出題範囲は当該学年までに学習した内容及び実施日までに学習した内容となっております。令和3年度の問題数は30問から40問程度となっており、1問当たりの配点は2から4点程度となっております。

続きまして、カラー刷りの資料を御覧いただけますでしょうか。「守口市の結果概要」の資料に沿って説明をさせていただきます。

まずは、全体のポイントとしまして、令和3年度は新型コロナウイルス感染症による臨時休業や学年閉鎖等が市内で増加しましたが、国語の「話すこと・聞くこと」、社会の「地理的分野」、数学の「図形」、英語の「聞くこと」などで80%以上の正答率を示すなど、全体的に生徒の学力はおおむね定着していました。大阪府との平均点の差も4点未満と1問以下の差となっております。半面、国語・英語の「書くこと」、数学の「関数」などにおいては平均点が低い問題や、無回答率が高い問題が見られたほか、引き続き、思考力・判断力・表現力の育成が課題となっております。また、授業改善に係る項目については、いずれも2年生においては大阪府平均より高く、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が着実に進展しております。一方、家庭で自ら学習する生徒の割合は大阪府平均より低く、自学自習力の育成に課題があります。

その下段に本市の各教科の結果を3項目に分けて教科別平均点を示し、その隣に教科別の同一集団比較として、令和2年度1年生時、令和3年度2年生時の平均正答率の府を1としたときの本市の状況を経年変化グラフで示しております。

その下段には、各教科の領域別の結果を大阪府を1としたときの守口市の結果を示し、その右下に各教科の結果の考察を示しております。守口市のポイントで触れた内容に加え、1年生から2年生を教科別で比較すると、大阪府を1としたときの結果は

国語・数学で向上が見られました。

各教科の結果の下には、生徒アンケート結果を表したグラフを示し、考察を右側に記載しています。全体のポイントの内容に加え、「授業で、図書館の資料やインターネットなどで調べる活動がある。」の肯定的回答は1、2年生共に府平均よりも高い結果で、学校図書館の授業での利活用や、ICT機器の活用が推進されていることが分かります。

続きまして、資料の右側には、各教科の設問ごとに見た結果と考察を示しております。それぞれの教科ごとに一部抜粋にはなりますが、正答率の高かった項目をよかった点として白丸で、逆に正答率の低かった項目を課題が見られた点として黒丸で示すとともに、今後の充実させるべき学習活動として右側に星印で示しております。

ここでお配りしております別紙問題例というところを御覧いただけますでしょうか。チャレンジテストの問題を取り上げまして、成果、課題の見られた点について御説明させていただきます。問題例の①は数学の問題となっております。こちらはxやyなどが混じった簡単な一次式を計算する問題で、正答率は1年生では54.8%と府平均と大きな差はありませんでしたが、2年生では同様の問題で83.9%と府平均を上回っており、学年が上がるとともに向上傾向がうかがえ、全国学力・学習状況調査と共通した成果と言えます。続きまして問題例②の国語では、「話すこと・聞くこと」の「話し合いの話題や方向をとらえ、的確に話すことができる」問題は、正答率が85%以上と全国学力・学習状況調査と共通して成果が見られた問題でした。市全体で協働的な学びが実質的に展開されている結果と考えます。最後に問題例③、こちらも国語の問題となりますが、課題の見られた問題でございます。「文章の内容をとらえ、筆者の考えを理解することができる」問題の正答率は1年生で30%未満、2年生でも20%、60%程度で、全国学力・学習状況調査の登場人物の言動の意味を考え、内容を理解する問題において正答率が70%未満であったことから、「読むこと」の文章の内容をとらえ、登場人物や筆者の考えや言動を理解することに共通し

て課題があると言えます。文章の構造等を踏まえ、キーワードやキーセンテンスなどに留意して情報を整理し、正確に要旨を捉えられるようにする活動の充実が必要と考えております。

守口市の結果概要のほうに戻らせていただきます。右側の最後の下段のところでございます。学校及び教育委員会の今後の取組みを示しております。

以上が結果の概要でございます。

本結果の概要の取扱いにつきましては、調査の目的を踏まえまして、市教育委員会として生徒の状況把握及び教育施策の成果と課題検証の材料とすること並びに学校として生徒の状況把握及び日々の教育活動、とりわけ授業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取組みの検証材料とするとともに、本調査の結果分析を基に府教育庁から提供された「府全体の評定平均」を活用し、評価活動の改善と充実を図るものであることから、市立学校に周知し、活用するものと考えております。

最後に、各学校には既に学校ごとの結果並びに個別の生徒の結果が送付されており、今後、各学校において経年比較による分析等により、授業改善を推進するとともに、個々の生徒の既習内容の定着状況を確認しまして、個別の指導に生かしていくよう指導助言してまいりたいと考えております。

以上、「大阪府中学生チャレンジテスト（1・2年生）守口市の結果概要について」の報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。○

○委員 このチャレンジテストを受験された生徒へ結果の説明をどのようにされているか、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○事務局 こちらにつきましては、各学校におきまして個別に生徒の状況についての個票が返却されておりますので、学校の結果と併せて、生徒個別の結果内容についても説明しております。

以上でございます。

○委員 担任の先生から生徒に返却される際、何かコメントはされているんでしょうか。

○事務局 やはり、生徒一人一人に対してコメントができていない学校とできていない学校があります。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 結果について、教科担任から配っているのか、それとも学級担任から配っているのか、どちらが多いんですか。

○事務局 基本的には学級担任から返すようにはしております。

○教育長 表記の方法についてなんですけど、カラー刷りの資料の左半分の真ん中ぐらいの「各教科 領域別比較」というところで、国語、社会、数学、理科、英語と5教科が書いてあるんですけど、英語は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」はあって、逆に「話すこと」の出題がないので、多分「話すこと」については書いてないのかと見てて思ったんですが、一方、数学は、「数と式」、「図形」、「関数」、「データの活用」となっていて、「データの活用」のところと、あと「図形」の2年生のところを括弧でバーになっているところ、ここの読み方なんですけど、英語との違いでなぜこういうふうになっているのかを教えていただけたらと思います。もしかしたら、「データの活用」が新しい学習指導要領で名前が変わって「資料の活用」から「データの活用」になったからなのかと思ったんですが、そうすると、前の学習指導要領の「資料の活用」からは出題がなかったのかと考えてしまったんですが、もし、その辺のところの背景が分かっていたら教えていただけたらと思います。

○事務局 数学の「データの活用」のところをバーにさせていただいたのは、今回3年生の試験の中では出題があり、1・2年生では出題がなかったため、バーでの表記をさせていただきました。一方、英語については、例年、話すことについての出題がありませんでしたので、もともと入れなかったという区別をしています。ただ、府から結果概要が返ってきた中で、その項目については府から提供された資料ではバー

で記載されていまして、そういうふうな表記したほうがいいかもしれないと今お話を聞かせていただいて思ったところです。

○教育長 分かりました、ありがとうございます。問題例も紹介していただいたので、こういう問題が解けたんだとか、こういう問題が難しかったんだというのがよく分かりました。皆様も数値を見て、英語が気になったんじゃないかと思います。英語について具体的な問題でなくても、問題の概要でもかまいませんのでどういった問題が回答できなかった子どもが多いという結果が見られたのか、分かる範囲で御紹介していただけるとありがたいと思います。

○事務局 市の結果概要のカラー刷りの資料でも触れているのですが、やはり記述式の問題については、例えば「スピーチと質問を読み、質問に対する答えの文を完成させる」というところで、記述式問題という分類なんですが、短答式というか、括弧に適切な言葉を文言や文法に沿って入れるというふうな問題については正答率が低かったり、やはり無解答率も高いという傾向で課題が見られました。以上です。

○教育長 大阪府のチャレンジテストや全国学力調査でも「話すこと」については出題が難しいということもあります。英語は今、5つの技能で指導しておりますが、全体像も把握しながら、領域別に見るとどういうところが弱いのかということも分析しながら、これから英語教育の充実を図っていかないといけないと思っております。英語は、今回の学習指導要領でも内容が大きく変わっておりますので、今求められている英語力を踏まえて子どもたちの英語に関する学習の実現状況をきめ細かく把握しながら、授業改善を図っていかないといけないと思っております。

それではほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは次に、報告事項6「新学期からの臨時休業の取扱いについて」の説明をお願いします。

○事務局 先ほどお配りさせていただいた資料でございますが、こちらは3月2日に各委員に通知させていただいた内容と同様のものがございます。臨時休業の方針の

見直しについてお知らせさせていただいた分につきまして、3月4日から市立学校において児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した際には、これまで学年閉鎖を3日間とさせていただいていたところですが、それを原則3日間の学級閉鎖として、疫学調査や施設消毒等の対応を行ってきたところでございます。

一方、3月11日から予定しておりました出席停止を基本とした大阪府と同様の方針への移行について、大阪府におけるまん延防止等重点措置の延長が決定されたことを踏まえ、移行時期について保護者からの不安の声も多く再検討を行ってまいりました。

そこで、教育委員会としましては、保護者からの意見を十分踏まえた結果、まん延防止等重点措置の延長及び市内の児童生徒の感染状況等を踏まえ、現行の学級閉鎖を基本とした対応を3月11日以降も継続してこの間、実施してまいりました。大阪府の取扱いと同様の措置につきましては、令和4年度の1学期が始まる4月8日からとし、大阪府と同様の方針に移行する期間について延長をさせていただくところでございます。これまでは3月11日から段階的に臨時休業の取扱いを変更する予定でございましたが、4月8日の新年度から実施という形に取扱いを変更させていただきます。

その取扱い方法の内容ですけれども、感染者や濃厚接触者の4月8日以降の取扱いについての資料を御覧ください。4月8日以降の対応でございますが、感染者や濃厚接触者の出席停止については、感染者が確認された場合、感染者を出席停止とし、保健所の指導の下、疫学調査や施設消毒を行い、感染リスクの高い活動を制限しつつ授業を継続してまいります。疫学調査によって濃厚接触者と特定された場合には、感染者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機、出席停止という取扱いをさせていただきます。臨時休業の考え方でございますが、直近3日間で同一学級において在籍児童数、生徒数の15%以上の感染者や濃厚接触者が確認された場合、当該の学級を原則3日間の閉鎖としまして、保健所の指導の下、疫学調査や施設消毒を行ってまいりま

す。

例を申し上げますと、1クラス40人学級であれば、直近3日間で6人以上の患者及び濃厚接触者が出た場合に初めて学級閉鎖という取扱いをさせていただくものがございます。以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

今、説明があったとおり、臨時休業の取扱いについては府の方針に沿ったような取組みを4月から実施することになりました。教育委員会でも3月当初の段階では3月の中旬ぐらいからと考えておりましたが、守口市内での感染状況ですとか、学校現場、保護者の御不安なども踏まえながら、時期を少しずらししました。

少しずつ感染者も減ってきてはおりますが、やっぱり一方で感染が不安だという方もまだまだいらっしゃいますので、きちんとこれまでの感染対策をしながら、やはり子どもたちの学びをしっかりと継続していくことも非常に大事な観点ですので、こういったことを丁寧に説明しながら、万全を期して新学期に学校を開始できるようにしていきたいと思っております。

新学期は特に新入生にとっても非常に大事な時期ですので、可能な限り学校の教育活動を止めないように進めていきたいと思っております。

また、今回の国の方針も、あくまでも今はオミクロン株が主流ですが、これからまた違った変異株が出てきたときに国の方針が変わってくる可能性がありますので、そういう動向などもきちんと注視しながら、国からも医学的な見地から取組みの方針が示されていきますので、丁寧に説明をして御理解をいただきながら進めていかないといけないと思っております。また新学期以降も様々な動向を注視しながら取り組んでいきたいと思っております。

それでは、ほかに何か報告、連絡事項はございますでしょうか。

○事務局 前回の定例会でも少しお伝えしましたが、今般教育の情報化に関するアンケートを実施いたしました。その結果について、簡単ではございますがお伝えさせ

ていただきます。

表に付けてある1枚ものと、ホッチキス留めになっているものについて、子ども用の結果、それから教職員アンケートの結果を2部つけさせていただいております。この調査につきましては、国の行う調査項目に加えて、守口市独自の項目を追加して調査いたしました。特に今年はオンライン学習やオンライン授業に関する質問を付け加えております。

具体的な結果の数値、実数につきましては後ほどゆっくりと御覧いただけたらとは思いますが、全般的にICT機器についてよく活用されている状況が分かります。

また、今年は学級閉鎖等も多く発生しており、授業配信が各学校で行われました。現在のところ、Zoomを使っての授業配信が主流となっていることが分かりますが、授業展開によってはTeamsというソフトも使えまして、そちらのほうが有効な場合もあり、今後、新たに活用が見込まれております。

また、教職員のアンケート結果からは、情報モラル教育や授業の中での協働学習での活用が先生方御自身の中で今後の課題だと捉えている方が多いということが分かります。

1枚ものの裏面を御覧ください。教員による回答と児童のアンケート回答について同じ質問に対する回答結果を比較したものです。これは、授業改善のポイントにおいて分析をしたものになります。右側の四角の囲みに授業改善のポイントとして少し書かせていただいております。授業の中でiPadをよく活用する場面はどんな場面ですかという質問なんですけれども、先生方と子どもの回答の傾向はほぼ同じだということが分かります。

また、インターネット検索や写真や動画の撮影は、普段の日常の授業の中で多く実施されたことが分かります。しかし、自分の意見をまとめ、その意見を交流するなどの協働的な学習や、意図を持って写真や動画を編集するなど思考力、判断力、表現

力等を発揮させたい場面での活用は今後の課題と言えそうです。この調査についてはICTの活用という切り口ですが、授業の中で思考力、判断力、表現力等を発揮させる場面を設定することは非常に重要と捉えています。

今後、学習用タブレット端末の効果的な活用を議論する際は、この子どもに身に付けさせたい3つの資質能力のうち、どれを発揮させるためにICTを活用したかという視点で話し合うことが重要と思われます。今後も授業改善については、学力向上プランに基づきしっかりと取り組んでまいります。その中でICTを効果的に活用しながら、子どもに身に付けさせたい学力の3つの側面を意識しながら、主体的対話的で深い学びが授業の中でしっかりと達成できるように取り組んでまいります。このアンケート結果については、また学校にも提供しつつ今後の取組みに生かしてまいります。以上です。

○教育長 何か御質問、御意見ございますでしょうか。

では私から。表の見方なんですけど、例えば、子ども用のアンケートの質問の10で、Teamsを使いましたかという質問があって、13ではTeamsでミーティングに参加できますかという質問があります。これは13は10の回答した人の中から使った人だけの回答ではなく、全員が回答しているという答えという認識でよろしいですか。

○事務局 おっしゃるとおり、先の項目について全員が回答しているものになります。特に13のほうは自宅でオンラインで授業に参加する場合の想定で質問されているので、それをイメージして子どもたちは答えていると思われます。

○教育長 中には使ったことがないのでできないと答えた人も含まれているとことですかね。分かりました。

これも活用が進んでいけば、子どもたち、それから教員のアンケート結果も変わってくると思いますので、この結果を見ながら、こういったところが苦手と感じているかというところを把握し、しっかりと手立てを講じていくのが大切だと思って拝見し

ました。また、こういったアンケートを継続的にやっていきたいと思っています。

では、このICTの活用アンケートは以上とさせていただきます。

ほかに御報告、御連絡はございますでしょうか。

○事務局 私からは、「令和3年度 学力向上に係る目標値の達成状況について」につきまして御報告させていただきます。

お手元に資料を御準備ください。本市においては、「生きる力」の要素の1つである「確かな学力」を育むため、学力向上プランを策定し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取組みを進めているところです。また、それらの取組みの検証・改善を行うため、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえた上で、全国学力・学習状況調査等を活用し、本市の子どもたちの学力や学習状況の把握に努めております。

令和元年度以降、学習状況に係る児童生徒質問紙調査（6項目）の目標値を設定し、本市の子どもたちの学習状況の一層の改善に向け、学校・保護者・教育委員会の連携を図りながら、授業改善の推進及び自学自習力の育成に係る取組みを推し進めているところで、令和2年度末の結果では、中学校等の家庭での勉強時間を除く全ての項目で改善が見られ、授業改善及び予習・復習の習慣化については、全国水準を上回るとの目標を達成することができました。一方、家庭での勉強・読書時間においては達成に至りませんでした。こういった成果や課題等を踏まえ、令和3年度以降については引き続き現行の目標値を年度ごとに細かく設定しつつ、6項目全ての早期達成を目指し、新たな市学力向上プランに基づいた取組みを着実に進めているところです。

目標値の達成時期については、令和6年2月ですが、本日は令和3年度末の達成状況について御報告させていただきます。

資料表のところを御覧ください。令和3年度はコロナ禍の影響で、臨時休業等も相次ぎ、教育活動も制限されていた中ではありましたが、授業改善の推進に係る6項目

については、小中共に昨年度末結果よりも全て向上しており、目標値を達成しております。この結果については、市内全教職員が一丸となって全員が分かる、できる授業づくりに向け授業改善に取り組んだことで、質的な向上が進んでいると考えております。

自学自習力の育成については、小学校等においては、予習復習の習慣化、そして昨年度より課題のあった読書時間については向上し、目標値も達成しております。

また、中学校等においても、昨年度より課題のあった勉強時間の項目については目標値を達成しており、小中共に達成項目に違いはあるものの、少しずつではありますが組織的な取組みが推進されてきていると考えております。研究校等の効果的な取組みや家庭と連携した読書活動の取組み等は本年度も校長会や学力向上担当者会議等で発信しましたので、今後も引き続き、好事例の発信をし、組織的、計画的な取組みを推進していきます。

一方、中学校等の読書時間については、目標値との乖離もあり、以前として課題ではあります。

以上、報告とさせていただきますが、達成状況を踏まえ、事務局としましては、令和4年度以降も現行の目標値を設定しつつ、6項目全ての早期達成を目指し、市学力向上プランに基づいた取組みをスピード感を持って着実に進めていきたいと考えております。私からは以上です。

○教育長　　何か御質問、御意見はございますでしょうか。

特に御質問、御意見がないようですので、次の報告に移りたいと思います。

○事務局　　令和4年2月定例会で御報告させていただいた以降の新型コロナウイルス感染症による臨時休業を実施いたしました学校臨時休業等につきまして、御報告させていただきます。

ただいま、お配りさせていただいた2種類の資料ですが、一方がホームページで掲載させていただいております表上の分でございます。こちらについては、備考欄を設

けているんですが、ホームページ上ではこの何年何組というのは記載していませんので割愛させていただきます。

もう一つの棒グラフの部分につきましては、クラスごとの表示となっておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、ほかに御報告はございますでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、本日は日程第4の議案第10号を残しておりますので、これより関係者のみで秘密会を行うことといたします。関係者以外の事務局職員は退出していただいて結構です。

それでは、暫時休憩とします。

(休憩)

○教育長 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。それでは日程第4、議案第10号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

(秘密会)

○教育長 異議なしと認め、議案第10号につきましては、原案どおり承認いたしました。それでは、本日の定例会を閉会します。

閉会：午前11時19分